



2023年8月8日

各 位

会 社 名 GT ホールディングス株式会社  
(コード番号 5883 TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役 CEO 牟田 成  
問合せ先 取締役 CFO 矢野 義雄  
T E L 03-6426-7851  
U R L <https://gt-hd.co.jp/>

## 監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年8月30日開催予定の第3期定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行すること、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議すること、及び同定時株主総会に「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしました。

なお、「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役の決定に基づいております。また、「会計監査人の選任の件」の決議による会計監査人の選任は、同定時株主総会において、「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

## 記

### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

#### (1) 移行の目的

##### ① 経営の透明性の向上

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、ステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指します。

##### ② 意思決定の迅速化

取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図ります。

#### (2) 移行の時期

2023年8月30日開催予定の第3期定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

## 2. 定款一部変更について

### (1) 変更の目的

- ① 経営の透明性の向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会・監査等委員及び会計監査人に関する規定の新設、また監査役に関する規定の削除等所要の変更を行うものです。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 35 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）及び現行定款第 35 条（中間配当）を削除し、現行定款第 34 条（剰余金の配当の基準日）について所要の変更を行うものであります。
- ③ 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものです。

### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

### (3) 変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日（予定）	2023 年 8 月 30 日
定款変更の効力発生日（予定）	2023 年 8 月 30 日

## 3. 会計監査人の選任について

### (1) 異動年月日（予定）

2023 年 8 月 30 日（第 3 期定時株主総会開催予定日）

### (2) 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	東光監査法人
所在地	東京都新宿区揚場町 1-1 揚場ビル 3 階
業務執行社員氏名	公認会計士 中川 治 公認会計士 杉本 拓司
沿革	1991 年 1 月 31 日 設立

（公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度の登録状況について、改正公認会計士法の附則第 3 条第 3 項の規定によるみなし登録を受けております。）

### (3) 東光監査法人を会計監査人の候補者とした理由

当社は、東光監査法人と金融商品取引法に準じた監査契約を締結し、現在に至っております。当社の監査役が東光監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任

と判断したためであります。

以上

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条（条文省略）	第1条～第4条（現行どおり）
【機関構成】	【機関構成】
第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 <u>取締役会及び監査役を設置する。</u>	第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u> <u>（1）取締役会</u> <u>（2）監査等委員会</u> <u>（3）会計監査人</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条（条文省略）	第6条（現行どおり）
【自己の株式の取得】	
第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	（削除）
第8条～第11条（条文省略）	第7条～第10条（現行どおり）
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第12条～第13条（条文省略）	第11条～第12条（現行どおり）
第14条 株主総会は、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。 2 取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第13条 株主総会は、 <u>代表取締役会長兼CEO</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役会長兼CEO</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
【電子提供措置等】	【電子提供措置等】
第15条（条文省略） 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部 <u>または</u> 一部に	第14条（現行どおり） 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部 <u>又は</u> 一部につ

現行定款	変更案
<p>ついて、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>いて、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第16条～第17条（条文省略）</p>	<p>第15条～第16条（現行どおり）</p>
<p>第4章 取締役及び代表取締役</p>	<p>第4章 取締役及び代表取締役</p>
<p>【取締役の員数】</p>	<p>【取締役の員数】</p>
<p>第18条 当社の取締役は、<u>3名以上7名以内</u>とする。 (新設)</p>	<p>第17条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。</p>
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>【取締役の選任方法】</p>	<p>【取締役の選任方法】</p>
<p>第19条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第18条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内の最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p>	<p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>【取締役の任期】</p>	<p>【取締役の任期】</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内の最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p>	<p>第19条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する<u>事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>3 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、<u>前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>3 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、<u>前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p>	<p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p><b>【代表取締役及び役付取締役】</b></p> <p>第21条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を定める。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役の中から必要に応じて、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）及び最高財務責任者（CFO）を選定することができる。</p> <p><b>【取締役会の招集権者及び議長】</b></p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><b>【取締役会の招集通知】</b></p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>る。</p> <p><b>【代表取締役及び役付取締役】</b></p> <p>第20条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を定める。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から必要に応じて、<u>取締役会長、取締役社長</u>、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）及び最高財務責任者（CFO）を選定することができる。</p> <p><b>【取締役会の招集権者及び議長】</b></p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役会長兼CEO</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役会長兼CEO</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><b>【取締役会の招集通知】</b></p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条（現行どおり）</p> <p><b>【重要な業務執行の決定の委任】</b></p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除</u></p>

現行定款	変更案
<p>第25条（条文省略）</p> <p>【報酬等】</p> <p>第26条 取締役の報酬、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第28条～第32条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条（現行どおり）</p> <p>【報酬等】</p> <p>第26条 取締役の報酬、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>【<u>常勤の監査等委員</u>】</p> <p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>【<u>監査等委員会の招集通知</u>】</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>【<u>監査等委員会規程</u>】</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>【会計監査人の選任】</u></p> <p><u>第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>【会計監査人の任期】</u></p> <p><u>第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>【会計監査人の報酬等】</u></p> <p><u>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役会長兼CEOが監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p><u>第6章 計 算</u></p> <p>第33条 (条文省略)</p>	<p><u>第7章 計 算</u></p> <p>第34条 (現行どおり)</p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>【剰余金の配当等の決定機関】</u></p> <p><u>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>【剰余金の配当の基準日】</u></p> <p>第34条 当社の期末配当金の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>【剰余金の配当の基準日】</u></p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>【中間配当】</u></p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p data-bbox="237 250 775 331"><u>11月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p data-bbox="158 394 384 427">第<u>36</u>条（条文省略）</p> <p data-bbox="173 537 248 571">（新設）</p>	<p data-bbox="810 394 1062 427">第<u>37</u>条（現行どおり）</p> <p data-bbox="823 490 906 524">【附則】</p> <p data-bbox="815 537 1430 808">1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上